

平成 27 年(2015 年)6月2日
危機管理局 危機管理・防災課

出水期を前に災害警戒本部における 初動対応訓練を実施

■趣旨・目的

災害警戒本部初動対応訓練は、出水期を迎えるにあたり湖南省地域防災計画に基づく「災害対策本部設置・運営マニュアル」、「災害時職員初動マニュアル」、「地区連絡所設置・運営マニュアル」、等に規定された内容を災害警戒本部員および初動対応職員が湖南中央消防署や水防団である湖南省消防団とともに付与される状況への対応や行動を確認し、参加者の意識の向上を目的とする。

■日時 平成 27 年 6 月 23 日（火） 午後 17 時 30 分から 19 時 30 分まで

■場所 市役所東庁舎、各地区連絡所（まちづくりセンター、石部防災センター及び市民学習交流センター）

■内容

梅雨前線の影響により、朝から降り出した雨が 15 時からの 1 時間雨量で 30 mm を記録し、降り始めからの総雨量は 100 mm に達した。今後の雨量予測では最大で時間雨量 50 mm、総雨量は 200 mm となっている。

15 時 30 分、湖南省に大雨洪水警報が発表されたため、16 時 30 分、災害警戒本部員連絡会議を開催し、17 時 30 分、災害警戒本部を設置して初動対応にあたることを決定した。

また、地域の情報を収集するため、地区連絡所の開設準備をするよう指示した。

その後、状況付与（被害情報など）に対応し、水防団や初動対応班が現場対応にあたる。（訓練参加者 約 170 人）

■問い合わせ

担当課名：危機管理・防災課

担当者名：課長補佐 今村 典生

（直通） 0748 - 71- 2311

（FAX） 0748 - 72 - 2000

〒520-3288

滋賀県湖南省中央一丁目1番地

湖南省役所 秘書広報課

TEL 0748-71-2314 FAX 0748-72-1467



湖南省災害警戒本部設置以降の初動対応訓練実施概要

1 目的

災害対策本部設置・運営マニュアルの「災害警戒本部設置時の初動対応表」に基づき、災害警戒本部設置以降の初動対応について演練し、市民等から寄せられる災害情報を処理する体制を確認するとともに、職員の防災意識の向上を図る。

2 実施日時

平成 27 年 6 月 23 日（火） 17:30～19:30

3 実施場所

東庁舎 3 階大会議室及び各部局事務スペース 各地区連絡所
※水防団は、土木建設課協議スペースに待機

4 対象者

(1) 災害警戒本部長

全員【市長、副市長、教育長、各部局長、市長公室長、湖南中央消防署長、消防団長】

(2) 各部局

理事、次長、管理監

(3) 初動対応担当課

全職員（出張者は除く）

**【秘書広報課、人事課、地域創生推進課、各まちづくりセンター、危機管理・防災課
土木建設課、都市政策課、住宅課、産業立地企画室、商工観光労政課、農林振興課
業務課、施設課】**

(4) 初動対応担当課以外

各課長

(5) 地区連絡所班員

(6) 消防団幹部（団長、副団長）、湖南中央消防署（署長所定）

5 訓練編成

別紙第 1 「訓練編成表」

6 実施内容

(1) 基本想定

梅雨前線により、湖南地域に朝から降雨が観測されていたが、15 時～16 時までの時間雨量が 30 mm を記録し、降り始めからの総雨量は 100 mm に達しており、また、気象台の今後の雨量予測では最大で時間雨量 50 mm、総雨量は 200 mm となっている。

15 時 30 分、湖南省に大雨洪水警報が発表されたため、市は警戒体制を取りつつ、情報収集を図っていたが、16 時 30 分、災害警戒本部連絡員会議を開催して、市長は、今後の影響を考慮し、17 時 30 分、災害警戒本部を設置して初動対応にあたりと決心した。また、地域の情報を収集するため、地区連絡所を開設し、避難所開設に向けて準備するよう指示した。

なお、必要に応じて水防団（消防団）に水防パトロール及び水防活動の要請を指示した。

(2) 細部実施内容

ア 訓練の流れ

別紙第2「災害警戒本部設置以降の情報伝達フロー図」による。

イ 状況付与

(ア) 災害警戒本部設置時の初動対応時に市民から寄せられる災害情報、ライフラインの被害状況、一般住家の床上・床下浸水等の災害状況、地区連絡所開設要請、避難所開設に伴う避難所支援班の要請等を記入した付与カードを活用して、状況付与班から各担当課へ電話で付与する。

(イ) 別紙第3「状況付与計画」(別途限定配布)

ウ 統裁要領

別紙第4「統裁計画」(別途限定配布)

エ 実施規定

別紙第5「実施規定」(別途配布)

7 管理事項

(1) 服装

作業服上下

(2) 勤務管理

時間外勤務 2時間分を申請(管理職除く)

8 安全管理

安全に関する諸規則を遵守するとともに、特に下記事項に留意して、事故の未然防止を図る。

(1) 安全管理組織の確立

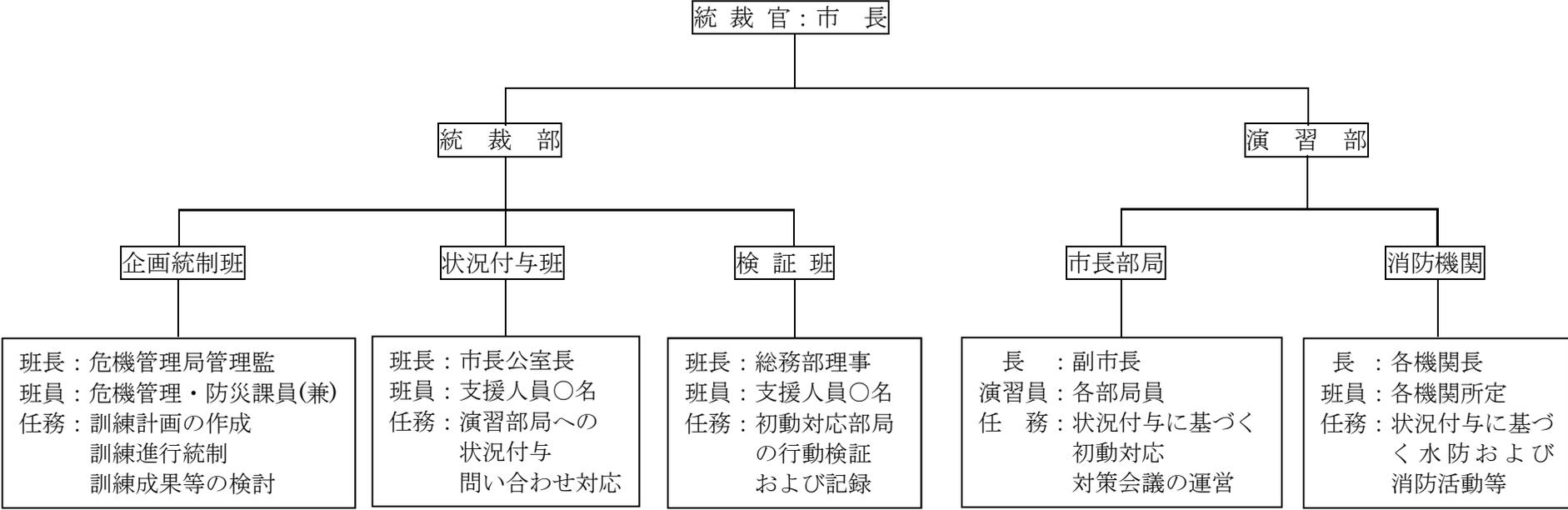
- ・安全管理者：市長
- ・総括安全責任者：副市長
- ・各部局安全責任者：各部局長
- ・各消防機関安全責任者：消防署長及び消防団長

(2) 訓練事前準備の万全

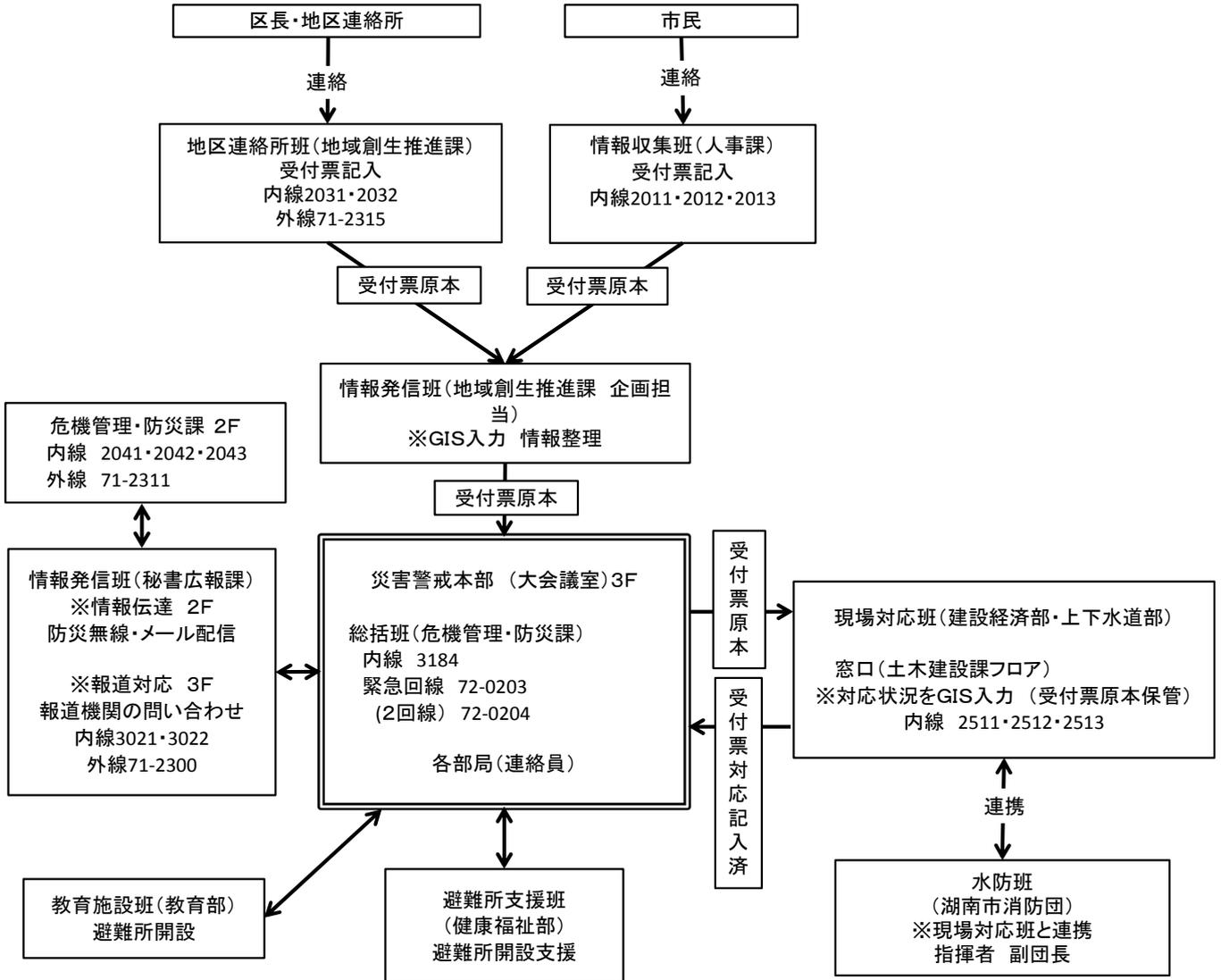
(3) 訓練参加者の連携保持

(4) 移動間における道交法の遵守

訓 練 編 成 表



災害警戒本部設置時 情報伝達フロー図



○情報は全て災害警戒本部(3F)に集まり、担当部局に対し対応が指示される。

○記載の部局課以外で災害警戒本部が決定し参集した職員は、上記各班への応援要員として業務することとなる。

○災害警戒本部より各部局への対応指示は、指示書を各本部員(部局長)に渡すので、連絡員により各部局に伝達する。